



No.3889 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 2. 2

・岡山県津山市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内8例目）に係る移動制限の解除について.....	33
・北海道由仁町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内11例目）に係る移動制限の解除について.....	34
・京都府亀岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内9例目）に係る移動制限の解除について.....	35
・岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内17例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	36
・令和7年度家畜衛生ポスター・デザインコンテストの受賞作品の決定について.....	37

**☆岡山県津山市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内8例目）に係る移動制限の解除について**

（令和8年1月21日付けプレスリリース）

岡山県は、津山市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内8例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年1月21日（水曜日）午前0時（1月20日（火曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

#### 1. 経緯及び今後の予定

（1） 岡山県は、令和7年12月20日に津山市の家き

ん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内8例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2） 岡山県は、令和8年1月10日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

（3） 今般、岡山県は、国内8例目の防疫措置が完了した令和7年12月30日の翌日から起算して21日が経過する令和8年1月21日（水曜日）午前0時（1月20日（火曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

## 2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html) (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

## 3. 参考

・岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内8例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

・岡山県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内8例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆北海道由仁町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内11例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年1月21日付けプレスリリース）

北海道は、由仁町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内11例目）に関し、発生農

場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年1月21日（水曜日）午前0時（1月20日（火曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

## 1. 経緯及び今後の予定

(1) 北海道は、令和7年12月29日に由仁町の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内11例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

(2) 北海道は、令和8年1月11日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

(3) 今般、北海道は、国内11例目の防疫措置が完了した令和7年12月30日の翌日から起算して21日が経過する令和8年1月21日（水曜日）午前0時（1月20日（火曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

## 2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html) (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することができないよう、御協力をお願いいたします。

### 3. 参考

・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内11例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内11例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆京都府亀岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内9例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年1月21日付けプレスリリース）

京都府は、亀岡市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内9例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年1月21日（水曜日）午前9時をもって、当該移動制限を解除しました。

### 1. 経緯及び今後の予定

(1) 京都府は、令和7年12月24日に亀岡市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内9例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

(2) 京都府は、令和8年1月10日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

(3) 今般、京都府は、国内9例目の防疫措置が完了した令和7年12月30日の翌日から起算して21日が経過する令和8年1月21日（水曜日）午前9時をもって、移動制限を解除しました。

### 2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html) (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することができないよう、御協力をお願いいたします。

### 3. 参考

・京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内9例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

・京都府で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内9例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内17例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年1月22日付けプレスリリース）

本日、岐阜県関市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内17例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

## 1. 農場の概要

所 在 地：岐阜県関市

飼養状況：約2万羽（肉用鶏）

## 2. 経緯

(1) 令和8年1月21日（水曜日）、岐阜県は、関市の農場から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 1月22日（木曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

## 3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 岐阜県との面会等により、岐阜県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 岐阜県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

**4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部**

日時：令和8年1月22日（木曜日）（持ち回り開催）

**5. その他**

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html) (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することができないよう、御協力をお願いいたします。

**☆「令和7年度家畜衛生ポスター・デザインコンテスト」の受賞作品の決定について**

(令和7年12月19日付プレスリリース)

○令和7年度家畜衛生ポスター・デザインコンテストの受賞作品を決定しました。

「令和7年度家畜衛生ポスター・デザインコンテスト」について、令和7年7月16日（水曜日）から令和7年9月30日（火曜日）まで募集を行いました。今回、家畜衛生ポスター・デザインコンテスト審査委員会による審査を行い、受賞作品を決定しましたのでお知らせします。

**1. 概要**

現在、日本を含む各国で、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜に深刻な影響を及ぼす伝染病の発生・まん延が大きな問題となっています。家畜にこのような病気が広がると、畜産業に大きな被害を与え、肉や卵を含む食品の安定供給に深刻な影響を及ぼす可能性があります。農家をはじめ畜産関係者は、家畜の病気が農場に入らないように、日頃から対策を行っています。しかし、病原体は衣類や靴、食品などを介して、家畜が直接感染したり、野鳥やイノシシなどの野生動物を経由して感染したりする場合があります。このため、家畜の伝染病対策は、農場だけでなく、日本に滞在又は居住する人全員で心がける必要があります。

農林水産省では、家畜の病気やその対策への理解が深まるきっかけとなることを目指し、「家畜衛生ポスター・デザインコンテスト」を開催し、令和7年度は「豚熱をひろげないためにできること」をテーマに作品を募集しました。この度、受賞作品が決定いたしましたので、御報告いたします。

**2. 受賞作品・受賞者について**

令和7年度の受賞作品・受賞者は以下のとおりです。

なお、受賞作品については、豚熱対策推進に努める企業・団体等が使用可能です。

佳作受賞作品及び受賞作品の利用方法については、令和7年度「家畜衛生ポスター・デザインコンテスト」の結果についてに掲載しています。



農林水産大臣賞

三重県

沢田 佳伸さん



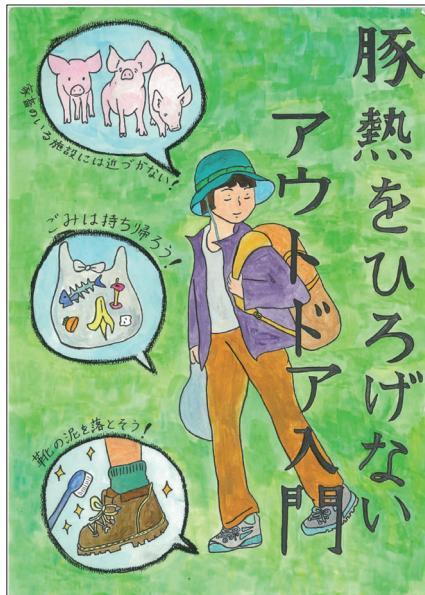
消費・安全局長賞

群馬県

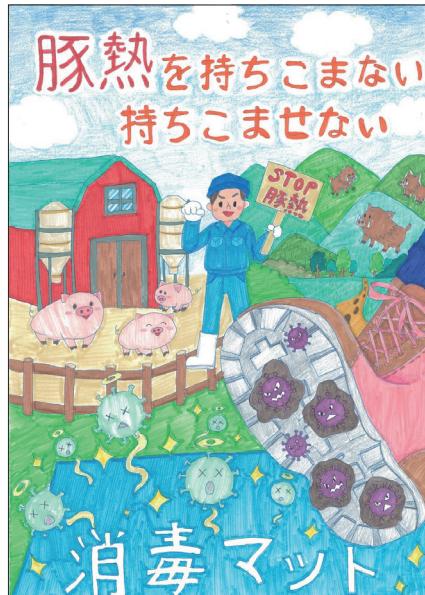
岡部 絵万里 さん



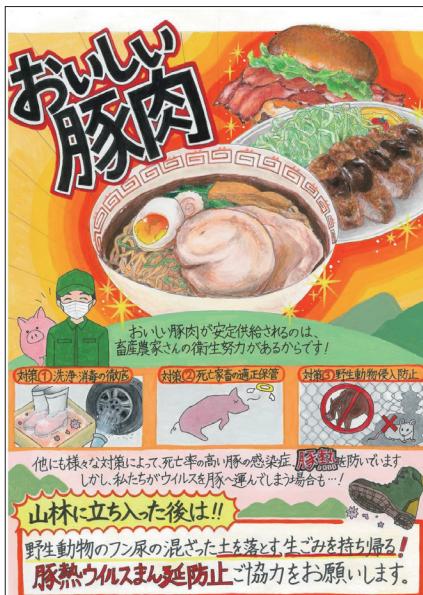
①



②



③



④



⑤

- ① 中央畜産会長賞  
大谷 博之さん (福岡県)
- ② 大日本獣友会長賞  
野崎 由美さん (熊本県)
- ③ 日本獣医師会長賞  
繩 乃々香さん (北海道)
- ④ 日本養豚協会会長賞  
松本 芽久さん (岡山県)
- ⑤ 動物検疫所長賞  
須貝 知実さん (東京都)

**通信** 今シーズンも高病原性鳥インフルエンザの陽性事例が家きんで18件、野鳥や環境材料で78件確認されています。昨シーズン同時期と比べれば、家きんでの発生数、殺処分羽数ともに少なく、これには、関係者の皆様の発生予防・まん延防止対策も奏功しているものと考えられます。また、例年であれば最も発生の多い1月は過ぎ、2月に入ったところです。ただし、まだ気を緩めることのできる状況とは言い難く、引き続きの皆様の緊張感を持った対応をお願いします。

本病について関係者からお話を伺う機会において、よく出るのが予防的ワクチンと分割管理についてです。ワクチンについては、農林水産省において検討会を立ち上げたところですが、課題も多く挙げられており、慎重な検討が引き続き必要な状況と考えられます。分割管理については、人員不足と家きん舎間をつないで稼働する集卵ベルト・除糞ベルトへの対応が現場の課題として挙げられることが多いと感じますが、基本的には、シャワーの活用やバーコン

の消毒等の工夫による対応を可能としています。知らなかつたので行動に移せていなかったというのは非常にもったいないく、こうした情報の周知等により、殺処分の影響の緩和につながる分割管理の更なる実現を図ってまいります。

毎週月曜日発行

## 家畜衛生週報

編集・発行: 農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課、動物衛生課  
☎ 03(3502)8111 内線 4581  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1